

公益社団法人高知県看護協会 役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)定款第31条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1の基本報酬月額表に基づき報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、別表2に基づき賞与を支給する。
- 4 常勤役員の退任にあたっては、その任期に応じ、退職慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤役員が、役員の職務に従事した場合は、旅費規程第9条に基づく交通費等を支給する。

(日割り計算)

第4条 新たに常勤役員になった者には、就任した日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により支給する報酬の額については、その月の初日から支給するとき又はその月の末日まで支給するとき以外は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(基本報酬月額の決定)

第5条 各常勤役員の基本報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 別表1基本報酬月額表の第3号
- (2) 副会長及び専務理事 別表1基本報酬月額表の第2号
- (3) 常任理事 別表1基本報酬月額表の第1号

(基本報酬等の支給)

第6条 基本報酬、賞与の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等に関する詳細は、別に定める職

員の給与規程に準ずる。この場合において、職員の給与規程第15条第1項中「賞与は6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。」とあるのは、「賞与は6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。これらの期日前1月以内に辞職し、失職又は死亡した場合においても同様とする。」とする。

(会員外から選任された監事の報酬)

第7条 会員以外から選任された監事の報酬は、第3条第5項の規定にかかわらず、監事の職務に従事した場合、次のとおり支給する。

4時間以上 30,000円 4時間未満 15,000円

(費用)

第8条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、本会が支払う。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、職員の給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第9条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金は、退任時の基本報酬月額に在職年数を乗じて得た額を2で除した額を上限として、理事会で決定する。

3 退職慰労金の算定の基礎となる期間の計算は、役員としての引き続きの在職期間とする。

4 計算した在職期間に1年に満たない端数のある場合は、その端数は切り捨てる。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行される前から在職していた常勤役員の在職期間は、この規程の施行後の在職期間と通算して計算する。

附則

この規程は、平成24年4月14日から施行し、この規程による改正後の役員の報酬及び費用に関する規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年7月14日から施行し、この規程による改正後の役員の報酬及び費用に関する規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年6月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月10日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

この規程は、令和5年7月8日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和5年6月10日に遡及して適用する。

別表1(基本報酬月額表)

号	基本報酬月額
1	260,000円
2	280,000円
3	320,000円

別表2(賞与)

6月支給分	基本報酬月額の2か月
12月支給分	基本報酬月額の2か月

別表3(非常勤理事報酬)

職務執行時間	報酬日額
3時間未満	1,000円
3時間以上	2,000円